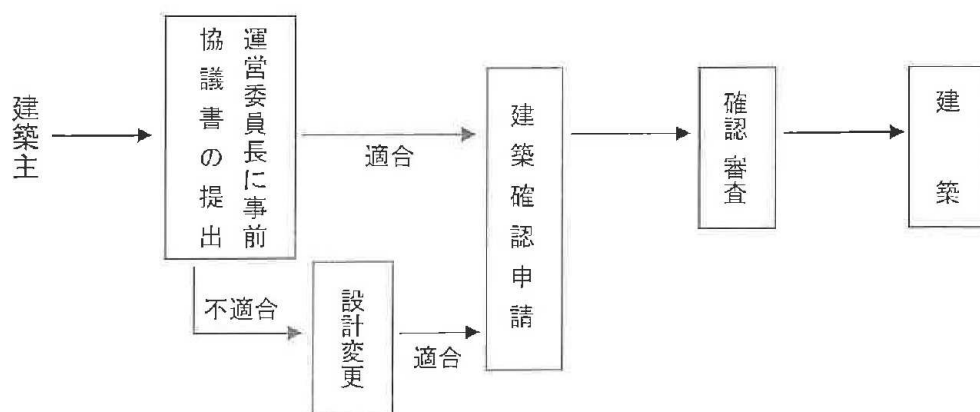
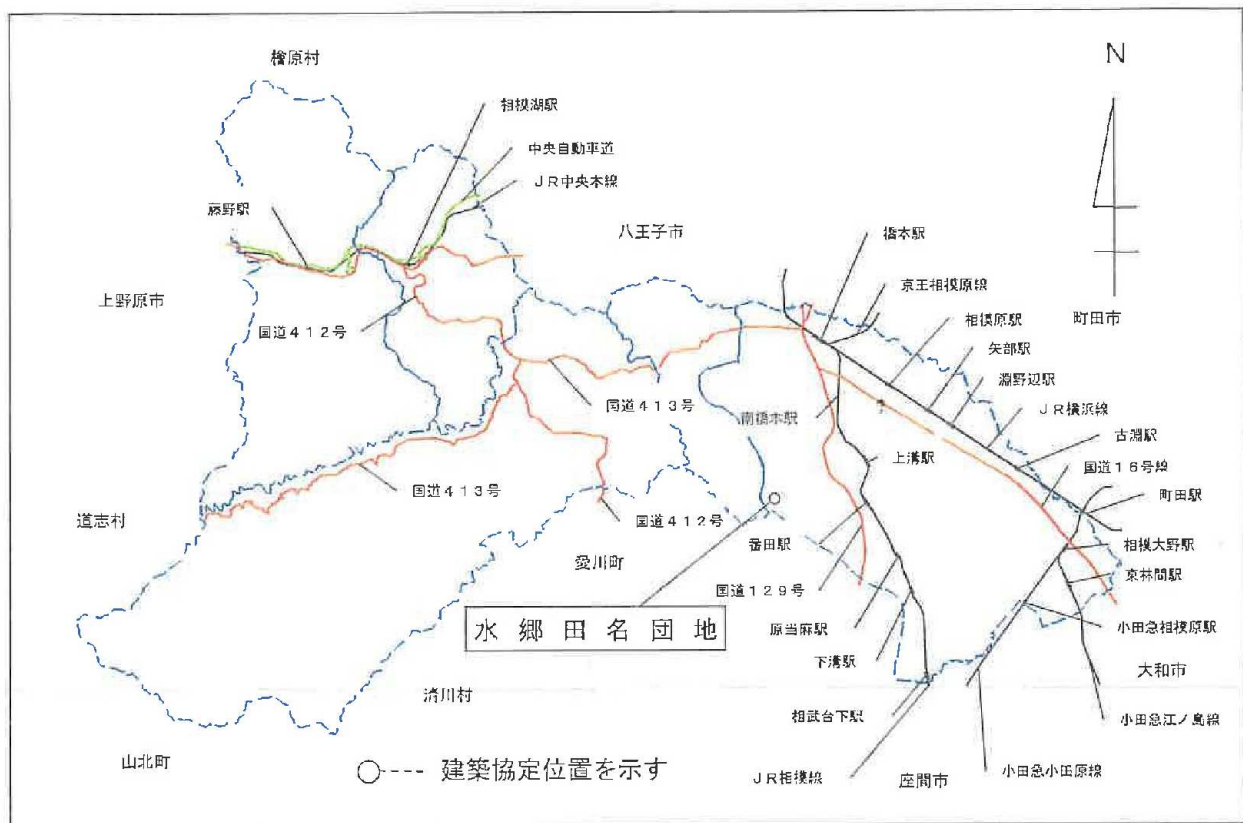


水郷田名団地 建築協定の概要



○協定区域内で建物を建てる時には、上図のような手続きが必要です。

街づくり、建築協定についてのお問い合わせは……相模原市 都市計画課

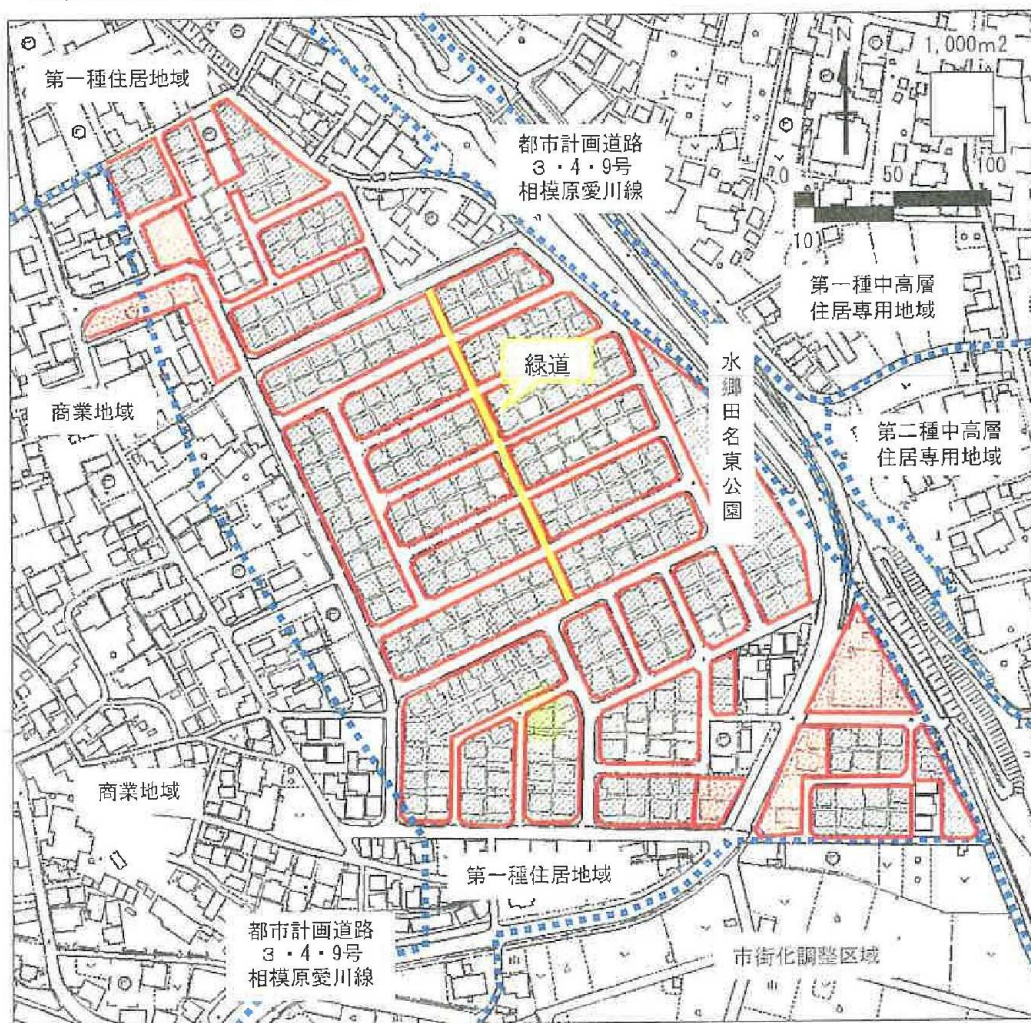
相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL042-769-8247（直通） FAX042-754-8490
Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

〈建築協定とまちづくり〉

建築協定とは、建築基準法に基づく制度です。地区内の土地所有者等の全員の合意を得て、協定書を市に申請して認可を受けます。合意した当事者はもとより、土地等の権利者が代わった場合にも効力が波及します。住環境や商店街の利便を高度に維持及び増進することを目的とした土地と建物のルールで、運営は協定者が行っています。

水郷田名団地は、用途地域が第一種住居地域（一部商業地域）であり、都市計画法の開発許可を受け、昭和57年に旧住宅供給公社により基盤整備が行われ、良好な住環境の戸建て住宅主体の分譲地として造成されたものです。しかし、許容される種々の条件により様々な建築計画が想定されることから、将来にわたり良好な居住環境を維持及び増進させることを目的に建築協定が締結されました。

▼水郷田名団地 建築協定 区域図



● 区域の概要

第一種住居地域(200/60準防火)、一部商業地域

：用途地域境界線

：住居専用地区

：業務施設地区